



契 約 書

令 和 7 年 度

款 総務費	項 徴税費	目 賦課徴収費	節 委託料																				
件 名	令和8年度市民税・県民税帳票印字・配送業務委託																						
履 行 場 所	川崎市指定場所																						
契 約 金 額	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="10">(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)</td></tr></table>						百万			千			円	(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)									
			百万			千			円														
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)																							
契 約 期 間	契 約 締 結 日 から 令 和 8 年 4 月 30 日 ま で																						
契 約 保 証 金	川崎市契約規則第33条第5号により免除																						
代金の支払時期 及び内訳	支払時期 業務完了後 1 回		内訳 別紙支払金額内訳表のとおり																				
備 考																							

上記契約内容について、発注者及び受注者は、次の条項により契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

受注者

川崎市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

2 委託代金の内訳は、別紙のとおりとする。

(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(内払)

第19条 発注者は、業務の完了前に業務既済部分の相当金額が委託契約金の10分の5に達したときは、当該既済部分に相当する金額の10分の9以内において、委託契約金の一部の支払いをすることができる。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第20条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直

ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。
- 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第22条の5又は第22条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第22条の3 第22条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の4 第22条又は第22条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第22条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の7 第22条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第22条又は第22条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第22条又は第22条の2の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第24条 契約が解除された場合において、第17条の規定による前払金があったときは、受注者は、第22条又は第22条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第 22 条又は第 22 条の 2 によるときは受注者が負担し、第 22 条の 3、第 22 条の 5 又は第 22 条の 6 によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

5 第 3 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第 2 項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 22 条又は第 22 条の 2 によるときは発注者が定め、第 22 条の 3、第 22 条の 5 又は第 22 条の 6 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第 25 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第 1 項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第 26 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第 26 条の 2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 9 条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第 27 条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙支払金額内訳表

(単位：円)

契約金額総額 円

(うち消費税額及び地方消費税額) 円)

各年度支払額表			
年度	委託料	消費税額及び地方消費税額	支払合計額
令和 7 年度			
令和 8 年度			

令和 8 年度
市民税・県民税帳票印字・配送業務委託
仕様書

川崎市市民税管理課

本仕様書は、市民税・県民税帳票印字・配送業務に係る委託業務に適用するものである。作業については、正確性を欠くことのないよう万全な体制をもって行い、各工程は機械を使用した作業を原則とする。

■ 委託業務の概要 ■

川崎市が電子データで提供する帳票印字データを、ストックフォーム汎用帳票（受託者側で調達）に印刷し、単票に裁断（スプロケット部分のカットは不要）した上で帳票種類・管区別に仕分・箱詰を行った上で、各市税事務所に配送する。

■ 委託業務の詳細 ■

1 作業期間

令和8年2月中旬～令和8年4月下旬 12回（配送は14回）

※本番作業の始まる2月中旬以前に、テストを行う。

2 スtockフォーム汎用帳票の調達

（1）調達等

本業務に係り使用する白紙の帳票については、すべて、受託者が調達・保管・廃棄等するものとする。

（2）サイズ

縦11×横15インチ

（3）枚数

帳票印字データ等引継・配送日程表（別紙1）にあるとおり、456,000枚＋テスト分2,000枚程度に加えて、ジャム・印字ミスに係る再作成分のほか、帳票印字データの件数（データ1件を1枚の白紙に印字）が予定よりも数万件規模で増加する可能性もあることから、白紙帳票の残数には十分に注意し、十分に余裕のある件数で調達しておくこと。

3 テスト

受託者は、本業務を実施する前に、川崎市が提供するテスト用の帳票印字データ等を用いてテスト作業（印字、裁断、仕分及び箱詰等）を行い、本番作業に係る一連の作業について支障のないことを確認すること。また、テスト品（印字・裁断後の、川崎市が指定する帳票を想定）を納品し、その結果について川崎市から承認を得ること。

なお、テストに係る具体的な日程や詳細については、別途連絡・調整する。

4 帳票印字データ等の引継

（1）引継日時

帳票印字データ等引継・配送日程表（別紙1）のとおり。処理状況によって引継が遅滞する場合、川崎市から受託者へ事前に連絡するものとする。その場合、納品日時については、原則、変更しないが、相当に困難である場合、調整の上、再設定する。

（2）引継場所

原則、市民税管理課事務室内（川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎11階）

（3）引継方法

HDD等、電子媒体に格納し引継予定。なお、電子媒体については、川崎市で用意するものとし、受託者からの返却については、原則、次の帳票印字データ等引継時に行うものとする。

なお、HDD等電子媒体の受け渡しは、受渡票等で確認し、行うものとする。

（4）帳票印字データ等の内容

帳票印字データの内容は、帳票印字データ件数表（兼配送書）（別紙2、帳票印字データと同時に川崎市から受託者へ引き継ぐ。別途、メールでも送信。）のとおり。帳票種類・管区別

に印字データが HDD 等に格納されている。(データ上、帳票種類・管区を識別できる仕様で引継ぐ。)

その他、外字データについても本市から受託者へ引継ぐが、ListWorks 環境におけるフォント(TrueType フォント)は、FUJ 明朝体となる。

(5) データ形式等

ListWorks の形式で、HDD、DVD-RW などの媒体により引継ぐ。

5 帳票印字・カット作業

(1) 印字環境

印字処理を行うにあたり、以下のスペックを満たす環境が必要となる。なお、以下のハード、ソフトは受託者にて準備し、本市からは提供しない。

ア ListWorks 環境

- ・ハード:富士通社製の Interstage List Works V10.3.2 クライアント(Windows 版)が動作するサーバ機

- ・**OS:マイクロソフト社製の Windows10(LTSC)**

- ・ミドルウェア:富士通社製の Interstage List Works V10.3.2 クライアント(Windows 版)

- ・ソフトウェア:出力先プリンタのプリンタドライバ

JEF 拡張漢字サポート

Charset Manager クライアント(Ver.9 以降)

OCR-BFJ10cpi フォント

イ 外字の取り込み

本市より提供する「FUJ 明朝体」と「Windows 標準外字」に追加登録可能な連携ファイルを Charset Manager クライアントを使用してサーバ機器等で登録処理を行い取り込む。

(2) 印字作業

同一の帳票種類・管区単位で、印字データにおける順番のまま、印字作業を行うものとする。また、資料併合(全体)についてのみ、3回に分けて市税事務所へ納品する関係上、納品日が早期に到来する帳票から優先して作業をすること(帳票ごとの納品日の指定は、印字データ引継時までに、川崎市から受託者へ連絡する。))。

(3) カット

印字した帳票について、1枚ずつ帳票のカットを行う。(スプロケット部分のカットは不要)

(4) 再印字等

印字又はカット作業中等に、印字品質を満たしていないものやジャム等、正常な印字・カット等を妨げる事象が発生した場合、原則、対象の帳票(以下「ジャム・印字ミス分」という。)について、再印字等を行い、納品物の枚数と帳票印字データ件数表上の件数は一致するものとする。

再印字等を行ったジャム・印字ミス分については、本市職員による検品時まで受託者の側で保管し、検品終了後、シュレッダーで裁断する等の処理を施した上で廃棄することとする。

(検品を行わない場合等は、メール等により、ジャム・印字ミス分の報告(帳票種類・管区・リスタート番号)をする。)

6 帳票の箱詰・付番

印字、カットが終了した帳票について、管区ごとに箱詰めを行う。箱はストックフォーム帳票が封入できるサイズの段ボール箱を使用し、受託者側で用意するものとする。箱内に異なる種類の帳票が混在する場合は、帳票種類が替わる箇所が判然とするよう、付箋の貼布等を行い、各箱の外面には、管区名、各管区ごとの最大箱数・当該管区内の箱に連番で付番する数、及び当該箱に入っている帳票種類名について記載する。(記載例:「川崎区 ○/△(△分の○)」、「□□リスト」)

7 検品

各市税事務所への配送前に、必要に応じて本市職員により、作業終了後の品質・枚数等に係

る検品や、ジャム・印字ミス分の確認を行う。なお、検品場所については、川崎市役所本庁舎から近距離（片道50km以内を目安。事故が起こった場合に職員の臨場を含め、対応可能な距離）で、十分な検査時間が確保できる場所とする。

8 市税事務所への配送・納品

受託者は、各処理ごとの納品日に、「配送先一覧」（別紙3）のとおり、帳票印字データ上の管区に対応する各市税事務所・市税分室へ、6の箱詰・付番の完了した帳票の配送を行い、当該配送の完了をもって、本市への納品が完了したものとする。なお、配送時刻については、「帳票印字データ等引継日程表」のとおり、16時までには完了させること。（※使用する車両の台数については受託者が適宜決定する。）

なお、配送時に、「帳票印字データ件数表（兼配送書）」（別紙2）の写しを配送書として各市税事務所・市税分室に配布し、配送完了後の原本は市民税管理課に返却すること。

9 個人情報の保護

個人情報の取扱い等については、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（別紙4）を遵守すること。

また、受託者は「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」（別紙5）及び「再委託の意向に関する届兼再委託承認申請書」（別紙6）を本番作業着手前に提出し、再委託する場合は、必ず本市からの承認を受けること。

10 配送時等の車両使用に係る留意点

- （1）受託者から市税事務所への配送及び川崎市から受託者への引継ぎについては、受託者が用意する車両（荷室の施錠が可能なもの）を使用する。
- （2）受託者は、川崎市からの求めがあった際は、納品箱数、納品先への到着予定時間、配送担当者を報告する。また、交通状況等により、当日の到着予定時間が大きく遅れる場合は、市民税管理課へ連絡すること。
- （3）搬入搬出作業は複数名で行うこと。配送物については、慎重に取り扱い、滅失、破損、水濡れ、盗難その他の事故がないように適切な措置を講じること。また、搬入搬出作業中、配送物を配送車内に残したまま、車両および車両付近を無人の状態にしないこと。
- （4）納品に使用する配送車は、納品物のみを積むこと。また、搬入及び納品場所以外での積荷の出し入れはしないこと。

11 その他

- （1）作業期間中は、作業状況等を把握するため、随時本市職員が出向く。
- （2）印字作業において問題等が発生した場合、また、引継ぎの際に事故等が起きた場合には、直ちに財政局税務部市民税管理課個人市民税係（TEL044-200-2228）に連絡し、指示を受けること。
- （3）印字作業をするにあたっては、トナーの汚れ等が帳票に付着しないよう十分注意すること。また、作業状況を定期的にチェックし、問題がある場合には早期に発見し対応できる体制を整えること。
- （4）受託者は、契約締結後の7日後までに川崎市に履行計画書等を提出し、その承認を受けること。なお、履行計画書等には次のア～オの内容を記載すること。
 - ア 作業工程表及び管理体制について
 - イ 各種工程における検品体制について
 - ウ 作業場所・保管場所（以下「作業場所等」という。）及び検査場所のセキュリティ体制に

ついて

エ 帳票印字データ等の引継から納品までの搬送方法及び数量の確認方法について

オ 作業場所等から検査場所に印字済帳票を移動させる場合（両者が異なる場所である場合のみ）の搬送方法について

- (5) 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。なお、データ消去及び廃棄完了後は、データ消去・廃棄証明書を提出すること。

別紙1 帳票印字データ等引継・配送日程表

※引渡・納品日時は契約締結時の暫定的なもので、確定次第、本市から受託者へ連絡する。
 処理回数及び配送回数については、原則、提示しているとおりであり、
 仮に増減のある場合でも、1～2回程度の見込である。

処理区分	引渡日時	納品日時	データ件数(見込)
テスト	本番業務前(別途調整)	本番業務前(別途調整)	2,000件程度
資料登録 (国税1B)	令和8年2月12日(木) 14:00	令和8年2月13日(金) 16:00	7,000
資料登録 (国税2B)	令和8年2月18日(水) 14:00	令和8年2月19日(木) 16:00	6,000
資料登録 (国税3B)	令和8年2月26日(木) 14:00	令和8年2月27日(金) 16:00	10,000
資料登録 (国税4B)	令和8年3月4日(水) 14:00	令和8年3月5日(木) 16:00	12,000
資料登録 (国税5B)	令和8年3月11日(水) 14:00	令和8年3月12日(木) 16:00	15,000
資料併合 (給年)	令和8年3月16日(月) 14:00	<u>令和8年3月17日(火) 16:00</u>	38,000
資料登録 (国税6B)	令和8年3月18日(水) 14:00	令和8年3月19日(木) 16:00	19,000
資料登録 (国税7B)	令和8年3月25日(水) 14:00	令和8年3月26日(木) 16:00	17,000
資料登録 (国税8B)	令和8年4月2日(木) 14:00	令和8年4月3日(金) 16:00	14,000
資料登録 (国税9B)	令和8年4月8日(水) 14:00	令和8年4月9日(木) 16:00	11,000
資料併合 (全体)	令和8年4月13日(月) 14:00	①: 令和8年4月15日(水) 16:00 ②: 令和8年4月17日(金) 16:00 ③: 令和8年4月20日(月) 16:00	①140,000* ②80,000* ③80,000*
資料登録 (国税10B)	令和8年4月20日(月) 14:00	令和8年4月21日(火) 16:00	7,000
合計件数(テスト分のぞく)			456,000

※引渡しが、処理状況によって遅滞する場合、本市から受託者へ可能な限り早期に連絡するものとする。
 その場合、納品日時については、原則、変更しないが、相当に困難である場合、調整の上、再設定する。
 ※件数については、過去の実績からの見込みのため、実際には増減する場合がある。
 ※納品対象となる帳票種類については、変更が生じた場合、本番作業前に通知する。
 (納品日ごとの件数は目安であって、数万件規模で増減する場合あり。)

別紙2 帳票印字データ件数表(兼配送書)

引継日 年 月 日

配送日 年 月 日

処理区分 国税 B

本表は、データ引継時及び配送時に使用する。

処理区分	帳 票 種 類	管 区 別 件 数							
		川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
資料登録 (国税1B ～ 10B)	同一個人重複チェックリスト(申告書)①*1								
	入力資料確認リスト(未特定専従住申)								
	入力資料確認リスト(確申B(電子))								
	入力資料確認リスト(確申B(紙))								
	扶養データ自動生成エラーリスト								
	同一個人重複チェックリスト(申告書)②*2								
	資料回送書作成一覧								
	宛名番号自動付設警告リスト(申告書)								
	アンマッチリスト(申告書)								
	コンバートエラーリスト(申告書)								
	資料テーブル上書情報リスト								
	合計								

*1 *2 帳票名同一のため、注意！！

サイン 又は 押印欄	データ引継時確認欄	市民税管理課			受託者様		
	帳票配送時確認欄	かわさき		こすぎ	みぞのくち	しんゆり	



※帳票種類については、若干、増減の可能性がある。

※各帳票とも管区別の帳票から構成されている。なお、同一帳票種類で、印字データが複数あるものがあるが、内容が異なるため、全て印字すること。(印字データ上、判別できる形式で引継)

例えば、「同一個人重複チェックリスト(申告書)」について、①グループと②グループ(便宜上の呼称)と、複数ある場合、各グループがそれぞれ管区別から構成されている。

また、同一グループ内であっても、件数等によりデータが分割して作成される場合がある。

別紙2 帳票印字データ件数表(兼配送書)

引継日

年

月

日

配送日

年

月

日

処理区分

給年併合

本表は、データ引継時及び配送時に使用する。

処理区分	帳 票 種 類	管 区 別 件 数							
		川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
資料併合 (給年)	併合チェックリスト(給報・年金エラー分)								
	項目チェックリスト(申告書併合分)								
	合計								

サイン 又は 押印欄	データ引継時確認欄	市民税管理課			受託者様		
	帳票配送時確認欄	かわさき		こすぎ	みぞのくち	しんゆり	



※帳票種類については、若干、増減の可能性がある。

※各帳票とも管区別の帳票から構成されている。なお、同一帳票種類で、印字データが複数あるものがあるが、内容が異なるため、全て印字すること。(印字データ上、判別できる形式で引継)

例えば、「同一個人重複チェックリスト(申告書)」について、①グループと②グループ(便宜上の呼称)と、複数ある場合、各グループがそれぞれ管区別から構成されている。

また、同一グループ内であっても、件数等によりデータが分割して作成される場合がある。

別紙2 帳票印字データ件数表(兼配送書)

引継日

年

月

日

配送日

年

月

日

処理区分

全体併合

本表は、データ引継時及び配送時に使用する。

処理区分	引継回数	帳 票 種 類	管 区 別 件 数							
	1～3回		川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
資料併合 (全体)	3	C60 併合チェックリスト(普徴✕エラー分・確住エラーあり)								
	3	C60 併合チェックリスト(普徴✕エラー分)①								
	3	C60 併合チェックリスト(普徴✕エラー分)②								
	1	C60 併合チェックリスト(特徴✕エラー分・確住エラーあり)								
	1	C60 併合チェックリスト(特徴✕エラー分)①								
	1	C60 併合チェックリスト(特徴✕エラー分)②								
	2	C60 併合チェックリスト(給報・年金エラー分)								
	2	C60 併合チェックリスト(課税保留2分)								
	2	C60 併合チェックリスト(課税保留1分)								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(併徴警告分)①								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(併徴警告分)②								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(併徴警告分)③								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(併徴マイナス分)①								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(併徴マイナス分)②								
	2	C61 賦課計算チェックリスト(併徴マイナス分)③								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(併徴エラー分)①								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(併徴エラー分)②								
	3	C60 賦課計算チェックリスト(普徴警告分)①								
	3	C60 賦課計算チェックリスト(普徴警告分)②								
	3	C60 賦課計算チェックリスト(普徴警告分)③								
	3	C60 賦課計算チェックリスト(普徴警告分)④								
	3	C60 賦課計算チェックリスト(普徴エラー分)①								
	3	C60 賦課計算チェックリスト(普徴エラー分)②								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(特徴警告分)①								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(特徴警告分)②								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(特徴警告分)③								
	2	C60 賦課計算チェックリスト(特徴エラー分)								
	2	C60 扶養控除チェックリスト(申告書未設定分)								
	2	C60 扶養控除チェックリスト(申告書確認分)								
	2	C60 扶養控除チェックリスト(給報・年金未設定分)①								
	2	C60 扶養控除チェックリスト(給報・年金未設定分)②								
	2	C60 扶養控除チェックリスト(給報・年金確認分)①								
	2	C60 扶養控除チェックリスト(給報・年金確認分)②								
	2	C60 扶養控除システム更新リスト(申告書未設定分)								
	2	C60 扶養控除システム更新リスト(申告書確認分)								
	2	C60 扶養控除システム更新リスト(給報・年金未設定分)								
	2	C60 扶養控除システム更新リスト(給報・年金確認分)								
	3	C60 仮徴収分確定リスト(年金特徴無分)								
	3	C60 仮徴収分確定リスト(個人基本無分)								
		合計								

サイン 又は 押印欄	データ引継時確認欄	市民税管理課		受託者様	
	帳票配送時確認欄	かわさき	こすぎ	みぞのくち	しんゆり



※帳票種類については、若干、増減の可能性がある。
※各帳票とも管区別の帳票から構成されている。なお、同一帳票種類で、印字データが複数あるものがあるが、内容が異なるため、全て印字すること。(印字データ上、判別できる形式で引継)
例えば、「同一個人重複チェックリスト(申告書)」について、①グループと②グループ(便宜上の呼称)と、複数ある場合、各グループがそれぞれ管区別から構成されている。
また、同一グループ内であっても、件数等によりデータが分割して作成される場合がある。

別紙3 配送先一覧

各事務所等	住 所	電話番号
かわさき市税事務所 市民税課 (管区:川崎・幸)	〒 210-8576 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル1階	044(200)3882
こすぎ市税分室 市民税担当 (管区:中原)	〒 211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 中原区役所3階	044(744)3231
みぞのくち市税事務所 市民税課 (管区:高津・宮前)	〒 213-8576 川崎市高津区下作延2丁目7番60号	044(820)6560
しんゆり市税事務所 市民税課 (管区:多摩・麻生) ※1	〒 215-8576 川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号 新百合トウェンティワン5階	044(543)8958

※1 新百合トウェンティワンビルの地下駐車場に高さ制限(2メートル)があるため、入庫できない場合、地上ロータリーを使用すること。なお、地上ロータリーを使用する際は、配送日の三日前までに市民税管理課に連絡するものとする。

（個人情報等取扱事務の委託時における管理事項について）

個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託（注）する場合には、個人情報を含む情報資産の取扱いに関する管理事項を記載した「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を御利用ください。

なお、特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、下記以外に「特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書」も御利用ください。

（注） 「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、本市が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。

次ページは、個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項参考例です。

上位の約款の条文、契約する業務の内容に応じて、不整合等起こらないよう、特記事項の加除修正をお願いいたします。

※ （物品・リース）契約であっても保守業務等を含む場合、保守業務等において個人情報を取り扱うのであれば、委託契約と同様に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を御利用ください。

※ 指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、委託契約と同様に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を御利用ください。

個人情報 の 取扱いに 関する 情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第 1 条 この特記事項は、個人情報 の 取扱いを 伴う 事務事業 の 委託に ついて、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第 2 条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報 の 保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報 の 適正な維持管理)

第 4 条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報 の 保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報 の 保護を図るため、個人情報 の 漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第 2 章 9（1）オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第17条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

(1) 個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

(2) 日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

(3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

(4) 各種の認定・認証制度（ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001・27017等）の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第18条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、

紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

（業務の報告又は検査等）

第19条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

（教育の実施）

第20条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

（契約の解除）

第21条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第22条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

（違反事実の公表）

第23条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

年 月 日

川崎市長 様

住所
事業者名
代表者職氏名

秘密保持等に関する誓約書
(個人情報の適切な取扱いに関する誓約書)

川崎市の個人情報を取り扱う事務に従事するに当たり、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準など、その他の関連規定に従い、次の事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

- 1 個人情報は、業務目的外に利用しないこと。
- 2 個人情報は、川崎市が書面により承諾した内容を除き、契約の履行により知り得た情報を、第三者に提供しないこと。契約が終了又は解除された後、及び退職後も、同様とすること。
- 3 川崎市の指示により、個人情報の廃棄を要するときは、上記規定に従って、安全・適切に廃棄すること。

氏名	所属

(記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。)

以上

年 月 日

川崎市長 様

住所
事業者名
代表者職氏名

再委託の意向に関する届 兼 再委託承諾申請書
(個人情報の取扱いを伴う委託)

「令和8年度 市民税・県民税帳票印字・配送業務委託」に係る再委託の意向について、次のとおり届けます。

(業務の再委託)

☐ なし ☐ ある (受託業務を再委託する場合は以下の申請が必要)

「令和8年度 市民税・県民税帳票印字・配送業務委託」に係る業務の一部を他の事業者へ委託することについて、以下のとおり申請します。なお、再委託に当たり、再委託先の個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な管理、監督を行い、自らと同等の個人情報の適切な取扱いを厳守させます。

契約番号	
契約金額	
再委託先名	住所 事業者名 代表者職氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託者における安全性 及び信頼性を確保する対 策並びに委託者に対する 管理及び監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること。)
個人情報の適切な取扱い に関する関連資格の所持 等	
再委託する業務の契約金 額 (予定)	

以上

受領書兼返却書

1 受領

次のとおり令和8年度市民税・県民税帳票印字・配送業務委託業務に係る HDD を受領しました。

- ・貸出者

川崎市財政局税務部市民税管理課 担当 _____

- ・受領日

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

- ・受領物

HDD ____ 個 【管理番号： _____】

- ・受領者

_____ 様 担当

2 返却

次のとおり令和8年度市民税・県民税帳票印字・配送業務委託業務に係る HDD を返却しました。

- ・返却者

_____ 様 担当

- ・返却日

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

- ・返却物

HDD ____ 個 【管理番号： _____】

- ・確認者

川崎市財政局税務部市民税管理課 担当 _____

川崎市管理番号

年 月 日

川崎市長 様

住所
商号
氏名

データ消去・廃棄証明書

「令和8年度市民税・県民税帳票印字・配送業務委託業務」において貸与された資料等については、当社内紙媒体及びサーバ内、担当者のパソコン内から、複写複製したデータを含め、全て消去、廃棄いたしました。